

平成30年4月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(H 30.6.13)

	地方海難審判所(仙台, 広島) 4件
事件種類(件)	乗揚2, 衝突2
関係船舶(隻)	貨物船2, 漁船2, 旅客船1, 遊漁船1

平成30年4月中に言い渡された裁決4件のうち、1件[貨物船と漁船の衝突事件: 仙台地方海難審判所]の概要をご紹介します。

公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

(中央の審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/30nen/2sd/sd3004/29sd013.pdf

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【**海難の概要**】 夜間、南下中のA船(498トン)の船首と、北上中のB船(大中型まき網漁業:279トン)の左舷前部とが、ほとんど真向かいに行き会って衝突した。

【**発生日時**】 平成28年11月21日 23時18分少し前

【**発生場所**】 福島県塩屋埼北東方沖合

【**死傷者**】 なし

【**損傷等**】 A船は、外板、ブルワーク、バルバスバウに亀裂、凹損、破口等を、B船は、外板とブルワークに破口、凹損等をそれぞれ生じ、のちいずれも修理された。

《**原因**》 両船が、互いにほとんど真向かいで衝突のおそれがある態勢で接近した際、**船長Aが、居眠り運航の防止措置が不十分で、B船の左舷側を通過することができるように右転しなかったことと、一等航海士Bが、見張り不十分で、A船の左舷側を通過することができるように右転しなかったこと**によって衝突した。

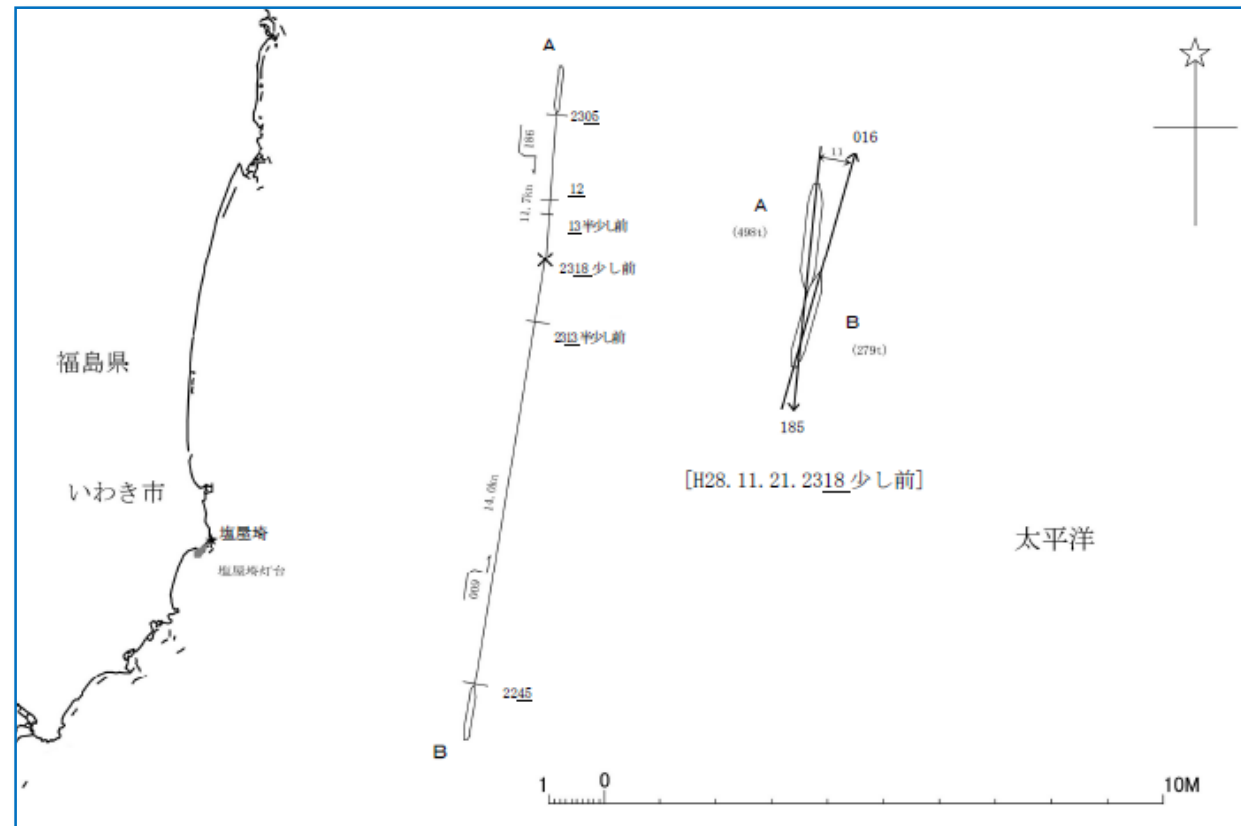
《**航法の適用**》 **海上衝突予防法14条(行会い船)**
海上衝突予防法の14条、行会い船の航法が適用される。

《**懲戒**》 船長A:四級海技士(航海)の業務を一箇月停止
一等航海士B:四級海技士(航海)の業務を一箇月停止

《**原因の背景**》

船長Aは、眠気を催すようになったが、もう少しで次直が昇橋してくるので、それまでは居眠りすることはないと思い、椅子から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらず、居眠りに陥った。

一等航海士Bは、甲板員との雑談に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、接近するA船に気付かなかった。



《**関連事項**》

《**船長Aの姿勢等**》

操舵スタンド後方の肘掛け背もたれ付き椅子に腰を掛けて操船に当たっていた。

視界が良好で付近に船舶を認めなかったため、レーダーは止めていた。

《**一等航海士Bの当直状況等**》

一等航海士Bは、操舵室の右舷寄りに置いた椅子に腰を掛けて、一緒に当直に入っていた甲板員と雑談を交わしたり、翌日予定されている作業の段取りについて考え事をしていました。